

## 中継局エリア図（飯山愛宕中継局）



※1 エリアは、電波法令に規定する「放送区域」を表しており、地上10メートルの高さで、送信所からの放送波の電界強度が1mV/m以上得られる区域として算出されたものです。

※2 エリア内であっても、地形やビル陰等により電波が遮られる場合など、視聴できないことがあります。